（略）		（略）

2・3　（略）

（手数料等）

第五十二条　（略）

2　法第三十二条の二第一項の認定の手数料の額は、別表第六の上欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる額（電子情報処理組織により認定を申請する場合にあっては、同表の下欄に掲げる額）とする。

3～7　（略）

別表第一（第二十五条及び第二十七条関係）

器差の測定を行う気象測器	測定器等	期間	校正
ガラス製温度計	ガラス製温度計又は電気式温度計	ガラス製温度計にあっては五年、電気式温度計にあっては二年	計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条若しくは第百四十四条の規定に基づく校正又はこれと同等のものとして気象庁長官が認める校正（以下この表において「計量法による校正等」という。）
	恒温検査槽		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考1～3　（略）

別表第三（第三十四条関係）

気象測器の種類	測定事項
（略）	（略）
貯水型雨量計	測定範囲の上限までの三点以上における個別の器差
転倒ます型雨量計	異なる二つの降雨強度における個別の器差
（略）	（略）

貯水型雨量計（自記式のものに限る。） 転倒ます型雨量計		
（略）		（略）

2・3　（略）

（手数料等）

第五十二条　（略）

2　法第三十二条の二第一項の認定の認定の手数料の額は、別表第六の上欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる額（電子情報処理組織により認定を申請する場合にあっては、同表の下欄に掲げる額）とする。

3～7　（略）

別表第一（第二十五条及び第二十七条関係）

器差の測定を行う気象測器	測定器等	期間	校正
ガラス製温度計	ガラス製温度計又は電気式温度計	ガラス製温度計にあっては五年、電気式温度計にあっては二年	計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条若しくは第百四十四条の規定に基づく校正又はこれと同等のものとして気象庁長官が認める校正（以下この表及び別表第五において「計量法による校正等」という。）
	恒温検査槽		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考1～3　（略）

別表第三（第三十四条関係）

気象測器の種類	測定事項
（略）	（略）
貯水型雨量計	雨量一〇ミリメートルまでの三点における個別の器差
転倒ます型雨量計	雨量五〇ミリメートルについて異なる二つの降雨強度における個別の器差
（略）	（略）